

奈良県告示第三百九十四号

平成二十八年十月奈良県告示第二百五十七号（児童福祉司及び教育担当児童福祉司の数の定め）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

本則中「並びに」を「及び」に改める。

一を次のように改める。

一 法第十三条第二項に規定する児童福祉司の数は、アからウまでに掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該アからウまでに定める数を合計した数とする。

ア イ及びウに掲げる業務以外の業務 (1)及び(2)に掲げる数を合計した数

(1) 奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれの管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。）(2) (二)において同じ。）を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(2) 奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれにつき、(一)に掲げる件数から(二)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(一) 当該年度の前々年度において奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれが児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）(二)において同じ。）に係る相談に応じた件数

(二) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の二で定める数に奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれの管轄区域における人口を乗じて得た件数

イ 法第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 県が設置する児童相談所の数

ウ 法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の

規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれの管轄区域内における関係機関との連絡調整 県の区域内の市町村（奈良市を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）